

令和6年度 第14回

病院経営戦略会議報告

日 時 令和6年11月19日（火） 12時58分～13時45分
場 所 3階会議室1・2
出席者 朝見副院長、池田副院長、金子副院長、原看護部長、
西田保健衛生局理事、細沼保健衛生局総合調整幹、堀越病院経営部長、
坂口病院総務課長、三上病院施設管理課長、富田病院財務課長、
増田医事課長、小林情報管理室長、田中患者支援センター副所長
事務局 病院総務課 天本

内 容

◎坂口病院総務課長

【報告事項】

（時間外勤務の状況について）

- ・10月の医師の平均は56時間で、前月から3時間増。80時間超えは21人で前月から5人増。そのうち100時間超えは8人で前月から1人増。
- ・歯科医師の平均は46時間で、前月から4時間減。
- ・専攻医の平均は80時間で、前月から2時間増。80時間超えは23人で前月から2人増。そのうち100時間超えは13人で前月から4人増。
- ・歯科専攻医の平均は55時間で、前月から15時間増。
- ・臨床研修医の平均は57時間で、前月と同様。80時間超えはなし。年次ごとに見ると研修医2年次の平均は53時間、1年次の平均は60時間。
- ・月の時間外勤務時間が100時間を超えることが見込まれる医師に対して実施する長時間労働面接指導は、21人に対して実施した。
- ・コメディカルの平均は27時間で、前月から1時間増。
- ・看護部の平均は10時間で、前月と同様。
- ・事務の平均は33時間で、前月から9時間増。

【協議事項】

（名札の更新について（カスハラ・ペイハラ対策））

- ・社会的な問題として、悪意を持って名札を撮影してネット上に公開したり、名

札に記載されたフルネームをもとにSNS上で検索されてストーカー被害にあうなどの事例があり、多くの自治体で名札表記の見直しを実施している。

- ・医療の現場においても医薬品医療機器等法施行規則の改正があり、氏名に代わって姓のみ又は氏名以外の呼称を記載した名札を付けることを認めても差し支えないとされたことを踏まえ、名札表記の見直しについて、医局会、看護管理者会、コメディカルへ事前に説明を行い意見を聴取したが、特に反対意見はなかった。
- ・名札更新のイメージとしては、コスト、作成の負担軽減、多文化共生、高齢者対応、患者視点を考慮し、「病院名」「職種」「苗字（ひらがな）」「苗字のアルファベット」を表記する。
- ・新しい名札は、令和7年1月に一斉に配付したいと考えている。
- ・以上のとおり、名札の更新について進めてよろしいかご協議いただきたい。
→ひらがなは違和感があるが、漢字じゃない方がよいのか。（金子副院長）
→高齢者が読みやすいのではないかと考えている。（病院総務課長）
→漢字で表記すると珍しい苗字の場合、それだけで個人の特定につながる恐れがある。（病院財務課長）
→本件については、ただいまの説明のとおり、名札を更新することに決定する。（朝見副院長）

（夜勤専従看護師の配置に係る勤務時間の割振り協議について）

- ・夜勤が困難な職員は少なくはなく、市立病院に限らず医療機関では夜勤可能な職員を確保することに苦慮している。一方、夜勤専従として勤務をすることを希望する職員も存在しており、他院においても夜勤専従職員が従事している例がある。
- ・当院においても夜勤専従看護師の配置に向け、本庁の人事課と勤務時間の割振りの協議を行って良いかご協議いただきたい。
- ・当院の夜勤専従看護師の運用案は以下の通り。
対象部署は手術室・外来検査を除く各病棟・救急外来とし、希望者のみ実施することとする。同月に夜勤専従看護師として勤務する人数は1部署2名程度とし、実施前に健康相談員又は産業医による面談を実施し健康状態の確認を行う。また、実施期間は2か月とし、継続を希望する場合は3か月以上の間隔を開けるなど、実施期間に制限を設ける。夜勤時間数の上限を遵守するため、実施期間中に計画的に年休を取得する日を設ける。
- ・要勤務日は20日だが、夜勤時間数の上限を遵守するためには、勤務日は2交代夜勤9回分の18日間となる。残りの2日間は計画的に年休を取得していただける方を想定している。

- これが認められることによる病院のメリットは何か。(池田副院長)
- 現状では育児や家庭の事情で夜勤ができない看護師が多く看護部が配置に苦慮しているが、その部分が緩和される。(病院総務課長)
- 夜勤専従の希望者はいるのか。(池田副院長)
- 希望者は全病棟合わせて 35 人程度いる。(看護部長)
- 夜勤専従になる人がいることにより、日中の人手が足りなくなることはないのか。(朝見副院長)
- 1 病棟 2 名程度に制限することもあり影響は出ないと思われる。ずっと夜勤を行う人がいることにより、スムーズにシフトが組めるのではないか。(看護部長)
- 本件については、ただいまの説明のとおり、協議を行うことに決定する。(朝見副院長)

◎三上病院施設管理課長

【報告事項】

(電気設備法定点検について (11 月 10 日完了報告、12 月 8 日実施報告))

- ・11 月 10 日に実施した一般系統の法定点検は概ね順調に終わった。
- ・12 月 8 日は保安系の法定点検を実施するので、近くなったらまたご案内する。なお、今回は全体に向けた説明会は開催しない。

◎富田病院財務課長

【報告事項】

(令和 6 年 12 月定例会 提出議案 (補正予算第 1 号) について)

- ・11 月 27 日 (水) 開会予定の 12 月定例会に提出する補正予算の概要の報告。
- ・3 条予算は、医業外収益は治験受託収益が当初の見込みを上回るため補正を行う。
- ・費用は、人事委員会勧告に伴う給与改定の影響による給与費の不足額について補正、招へい医師の増加に伴う報償費の不足額について補正、治験実施件数の増加に伴う治験受託研究費の不足額について補正を行う。

◎増田医事課長

【協議事項】

(入院医療費保証サービスの導入について)

- ・入院時、患者には「誓約書」において連帯保証人を立ててもらっているが、入院

全体のうち 10%から 20%程度の人が立てられない状況となっている。

- ・理由としては、要件に合致する人がいない、親族・友人・知人に頼むのは気が引ける、遠方にいるため頼みに行けない、などがある。
- ・病院としては、連帯保証人を補完する意味合いで入院医療費保証サービスを導入しようとするもの。
- ・導入するサービスは、患者さんが自分で保証料を支払い、未収が発生した場合は病院に対して支払いがされる「患者支払型」を想定しており、保証料が 5,000 円に対し 50 万円まで保証される。
- ・患者さんは連帯保証を親族・友人・知人に頼まなくてもよくなり、病院は未収金が保証されることが導入するメリット。
- ・連帯保証人を立てられない人以外の利用も見込んでおり、利用率は入院全体の 20%から 30%程度になると想定している。
- ・今後は、来年 4 月からサービスの使用を開始したいと考えており、本件について手続きを進めてよいか、ご協議いただきたい。

→外国人にも適用されるか。(池田副院長)

→適用され、5,000 円の保証料で 50 万円まで補償されるが、無保険であることが想定される。(医事課長)

→緊急入院の際にこのサービスの説明をするのは誰か。(原看護部長)

→4 月までに調整したい。誓約書を作成する部署で説明することを想定している。(医事課長)

→保証料の 5,000 円を支払うのはどのタイミングか。(原看護部長)

→退院時に医療費と併せて請求する。(医事課長)

→保証サービスに申し込んでいても最後に保証料を支払わないと保証されないのか。(原看護部長)

→申し込みをした時点で契約となり効力が発生するので、5,000 円の保証料が未納の場合は、それも上乗せして業者が患者に請求することになる。(医事課長)

→このサービスを導入することにより、病院にとってのデメリットはないか。(池田副院長)

→新たな負担なしで保証が得られるので、デメリットは特にない。(医事課長)

→本件については、サービスの利用開始に向け手続きを進めることに決定する。(朝見副院長)

◎小林情報管理室長

【報告事項】

(病院機能評価 3.1.6 の補充的審査への対応について)

- ・機能評価で指摘を受けた量的点検に関することについて、前回の病院経営戦略会議でご了承いただいた内容を資料として提出したところ、実績の提示を求められたので、再度資料を作成している。
- ・現状ではチェック項目が多く、点検に時間がかかっているため、スキャンセンターに回す前に各病棟で抜け漏れを確認するようにしていただきたい。
- ・1, 2 か月点検をやってみて、抜け漏れが多い項目等がまとまるようであれば今後どのようにやっていくかご相談させていただきたい。

◎田中患者支援センター副所長

【報告事項】

(地域連携訪問活動実績報告(10月分)について)

- ・10月 は病診連携で10件、病病連携で4件、合計14件の地域連携訪問活動を実施した。

◎原看護部長

【報告事項】

(緩和ケア病棟再稼働について)

- ・昨日から緩和ケア病棟に患者さんを移動している。一般床から緩和ケア科の患者さんを中心に5名移動した。
- ・今日も2～3名移動する予定で、まずは院内ではあるが、夜勤も含めて順調に進んでいることを報告する。